

# ○工学院大学における研究活動に係る研究者のガイドライン

平成 20 年 10 月 1 日

改正 平成 29 年 9 月 4 日

## 1 趣旨

本学は、研究活動に係るすべての者が、本学の研究活動に係るガイドラインの精神に則って、本学における研究活動に対する信頼を高め、良心に従って誠実に行動することを目的として、本ガイドラインを定める。

## 2 対象

本ガイドラインは、研究者その他本学において研究活動に係るすべての者を対象とする。

## 3 大学の責務

- (1) 大学は、研究者等の研究倫理に係る意識を高め、研究活動に関する不正行為を防止するために、必要な措置を講じなければならない。
- (2) 大学は、研究者等による研究活動に適正さを欠く行為が認められた場合、迅速かつ適切に解決に当たる態度を内外に明らかにしてアカウンタビリティを確保し、原因の究明を行った上で厳格かつ適切な措置を講じ、常に研究体制の改善を図る。
- (3) 大学は、大学が研究者等に交付する研究費及び研究者等が学外から獲得した研究費(以下「研究費」という。)を適切に管理し、研究者等に研究費を支出するとき、又は支出した後に、当該支出が適正であるかを厳格に監査し、確認する。
- (4) 大学は、研究者等による研究活動に係る法令等の違反を防止するため、必要な教育及び研修を実施する。

## 4 研究者の責務

- (1) 研究者等は、自己の良心に従い、誠実に行動しなければならない。
- (2) 研究者等は、国際的に認められた規範、条約、わが国の法令、このガイドラインその他の本学の規約等を遵守しなければならない。
- (3) 研究者等は、生命と個人の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重しなければならない。
- (4) 研究者等は、工学院大学産学官連携活動等に伴う利益相反に関する基本方針に則り、利益相反による弊害が生じないように努めなければならない。
- (5) 研究者等は、研究活動において、研究費ごとに定められた助成条件や使用ルールを遵守して研究費を適正に活用し、捏造、改竄、盗用などの不正な行為を行わないとともに、不正な行為の未然の防止に努めなければならない。
- (6) 研究者等は、不正な行為が行われていることを知ったときは、その改善に努めなければならない。

(7) 研究を指導する立場にある研究者等は、研究活動に関する不正が起きないように、指揮下にある研究活動及び研究者等の管理を適切に行わなければならない。

#### 5 試資料等の適切な管理

(1) 研究者等は、研究成果が再現できるよう必要なデータや試資料等を、一定期間保存し、研究活動に関し不正行為の疑義が生じた場合は、科学的根拠を示し、必要な場合は開示しなければならない。

(2) 研究者等は、研究のために取得した試資料等が外部に漏えいした場合には、他者の知的財産権その他の権利を侵害するおそれがあるときは、その漏えい防止に必要な措置を講じなければならない。

#### 6 研究成果の適切な公表・オーサーシップの基準

(1) 研究者等は、研究成果の公表に当たり、データや論拠の信頼性の確保に十分留意し、常に公正かつ適切な引用を行うよう努めなければならない。

(2) 共同研究の成果を公表するときは、その研究を指導する立場にある者が、それぞれの研究者等の実質的な貢献度を適切に反映させなければならない。

(3) 研究成果の公表に際しては、オーサーシップや既発表の関連データの利用基準、著作権等については特に注意を払い、各研究組織や研究分野、学会、学術誌等に固有の慣行やルールを十分尊重しなければならない。

#### 7 他者の業績評価

(1) 研究者等は、他者の研究論文等の査読その他研究業績の評価を行うときは、被評価者に対して予断を持つことなく、当該評価の評価基準等及び自己の知見に基づき適切に評価しなければならない。

(2) 研究者等は、研究業績の評価の際に知り得た情報を不正に利用してはならない。

#### 8 個人情報等の保護

研究者等は、研究により得られた個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

#### 9 研究に関する装置等及び研究情報の管理

研究者等は、研究に用いる装置、機器、材料等及び研究に関する情報を本学の規約等に基づき適切かつ安全に管理することとし、正当な理由なく外部に持ち出してはならない。

#### 10 ハラスメントの禁止

研究者等は、工学院大学におけるハラスメント防止に関するガイドラインの精神に則り、人権に係るいかなるハラスメントも行ってはならない。

以上